神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の中小規模事業者における分散型電源の普及及び省エネ対策の 推進を図るため、中小規模事業者が行うガスコージェネレーションシステムを設置する事 業に要する経費に対し、神奈川県(以下「県」という。)が予算の範囲内において補助金 を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。 以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 中小規模事業者 神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)第4条第2項に規定する特定大規模事業者以外の事業者のうち、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人を除く事業者をいう。
 - (2) ガスコージェネレーション設備 ガスを燃料として原動機により発電し、同時に発生する当該原動機の廃熱を回収する設備をいう。
 - (3) 廃熱利用設備 ガスコージェネレーション設備から回収した廃熱を利用するため の、貯湯タンクなどの設備をいう。
 - (4) ガスコージェネレーションシステム ガスコージェネレーション設備及び廃熱利用設備並びに附帯設備をいう。

(補助の対象事業)

- 第3条 補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、中小規模事業者が行う別表1に掲げる設備(以下「補助対象設備」という。)を設置する事業であって、次の要件に適合するものとする。
 - (1) 県内の事業所に設置する事業であって、家庭用需要でないこと。
 - (2) 発電出力が10kW未満のガスコージェネレーション設備を設置する事業であること。
 - (3) ガス使用量、発電電力量及び廃熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。
 - (4) 設置する設備は全て未使用品であること。
 - (5) 国又は県の他の補助金を利用しない事業であること。

(補助対象経費)

- 第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施する ために必要な経費であって、別表2に掲げるものとする。
- 2 前項の経費においては、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外とする。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、第4条の規定により算定した額の3分の1以内の額とする。ただし、

上限を次のとおりとする。

- (1) 発電出力が9kW以上のガスコージェネレーション設備を設置する事業 350万円
- (2) 発電出力が9kW未満のガスコージェネレーション設備を設置する事業 150万円
- 2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

- 第6条 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(別紙1)
 - (2) 補助事業に係る見積書の写し
 - (3) 補助対象設備の仕様
 - (4) 補助対象設備のカタログ
 - (5) 工事に関する計画図及び説明書
 - (6) 補助対象設備の導入予定場所の写真
 - (7) 原油換算エネルギー使用量計算表 (別紙2)
 - (8) 法人の場合は定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約の写し又はこれに代わるもの、個人の場合は住民票
 - (9) 法人の場合は役員等氏名一覧表(別紙3)
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象設備をリース、割賦、ESCO(シェアード・セイビングス契約方式)又は エネルギーサービスにより設置する場合は、リース事業者、割賦事業者、ESCO事業 者又はエネルギーサービス事業者との共同申請によることとし、前項に加えて次の書類 を提出しなければならない。
 - (1) リース リース契約書(案) リース料から補助金相当分が減額されることを証明できる書類
 - (2) 割賦 割賦契約書(案) 割賦料から補助金相当分が減額されることを証明できる 書類
 - (3) ESCO(シェアード・セイビングス契約方式) ESCO契約書(案) ESC O料から補助金相当分が減額されることを証明できる書類
 - (4) エネルギーサービス エネルギーサービス契約書(案) エネルギーサービス料から補助金相当分が減額されることを証明できる書類

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査

した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助事業の実施)

- 第8条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。
- 2 前項に規定する補助事業の着手は、補助事業に係る契約の締結をいう。

(交付条件)

- 第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに 知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、こ の限りではない。
 - ア 設置する補助対象設備の製造業者名、型名に変動を及ぼさない変更をする場合
 - イ 経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の 内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは 命令に違反したとき。
 - (5) 補助事業者は、前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、 その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(そ の一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につ き年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (6) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(変更の申請)

第10条 前条第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川

県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金変更(中止、廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金変更(中止、廃止)承認申請書が提出された場合において、変更又は中止若しくは廃止が適当であると認めたときは、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金変更(中止、廃止)承認通知書(第5号様式)により、変更又は中止若しくは廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金変更(中止、廃止)不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、変更が適当であると認めた場合のうち補助金の交付決定額を変更する場合は、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付決定変更通知書(第7号様式)により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知 を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第12条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金実績報告書(第8号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。
 - (1) 事業結果報告書(別紙4)
 - (2) 契約書又は請書の写し
 - (3) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
 - (4) 工事に関する完成平面図
 - (5) 補助対象設備導入後の完成写真
 - (6) 第6条第2項の場合にあっては、リース契約書、割賦契約書、ESCO契約書又は エネルギーサービス契約書の写し
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項に規定する事業完了の日は、補助事業者が設備及び工事の請負業者等に対して補助事業に係るすべての支払が完了した日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者は、避けがたい事故のため補助事業が補助事業に着手した年度の3月31日までに終了しないときは、同日までに神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金年度末実績報告書(第9号様式)

に補助事業の実施状況を確認できる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合に は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の支払及び額の確定)

- 第13条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第10条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付額確定通知書(第10号様式)により補助事業者に対し通知するものとする。
- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第17条ただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類

期間

別表1に掲げる設備

6年

(書類の整備等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、 当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の 完了の日の属する県の会計年度の翌年度から6年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人及び法人格を持たない団体(以下「法人等」という。)である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人等が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(効果の把握及び公表)

- 第16条 補助事業者は、補助対象設備を設置した日の属する月の翌月から12か月間、各月におけるガス使用量、発電電力量、廃熱利用量、その他補助対象設備の効果を把握するために必要な事項を、知事が別に定める方法により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告の内容及び補助事業の効果を確認するため、補助事業者に対し検針票の写しその他必要な書類等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定により補助事業者から報告された内容について統計的に処理を 行い、インターネットの利用その他の方法により補助事業の効果等を公表することがで きる。

(届出事項)

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってそ の旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法人等にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき。

(暴力団の排除)

- 第18条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び次の各号に掲げる団体はこの補助金の交付対象としない。
 - (1) 法第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が法第2条第6号に規定する暴力団員に 該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ申請者又は第7条の交付の決定を受けた者が、前項の規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、交付決定を受けた者が、第1項の規定に該当するときは、交付の決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項に規定する場合においては、第9条第5号及び第6号の規定を準用する。 (その他)
- 第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に 定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1 補助対象設備

- 1 ガスコージェネレーション設備
- 2 廃熱利用設備
- 3 ガス使用量、発電電力量及び廃熱利用量を測定する専用の計測装置
- 4 1から3までの附帯設備

別表 2 補助対象経費

区分	内容
設計費	別表 1 に記載の設備についての設計に要する経費
設備費	別表 1 に記載の設備についての購入に要する経費
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 住 所 (法人等にあって) は所在地 フリガナ 氏 名 印 (法人等にあっては 名称及び代表者氏名)

(法人格を持たない団体の代表者又は個人にあっては下記の生年月日・性別を記載)

生年月日 T.S.H 年 月 日生 性 別 男 ・ 女

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金の 交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は別紙3に記載した情報 を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

- 1 補助事業の目的及び内容 事業計画書(別紙1)のとおり
- 2 補助事業の着手及び完了の予定期日 事業計画書(別紙1)のとおり
- 3 交付申請額

円

(添付書類)

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 補助事業に係る見積書の写し
- (3) 補助対象設備の仕様

合は住民票

- (4) 補助対象設備のカタログ
- (5) 工事に関する計画図及び説明書
- (6) 補助対象設備の導入予定場所の写真
- (7) 原油換算エネルギー使用量計算表(別紙2)(8) 法人の場合は定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約の写し又はこれに代わるもの、個人の場
- (9) 法人の場合は役員等氏名一覧表(別紙3)
- (10) リース、割賦、ESCO(シェアード・セイビングス契約方式)又はエネルギーサービスにより設置する場合は、当該契約書(案)
- (11) リース、割賦、ESCO(シェアード・セイビングス契約方式)又はエネルギーサービスにより設置する場合は、リース料、割賦料、ESCO料又はエネルギーサービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類

事業計画書

1 申請者の概要等

(1) 補助金を申請する前年度の原油換算エ ネルギー使用量(県内合計量)	k 1
(2) 補助金を申請する前年度末の自動車の 使用台数(県内合計台数)	印
(3) 担当部署・担当者名	
(4) 連絡先電話番号	
(5) 連絡先FAX番号	
(6) 連絡先メールアドレス	

2 補助事業の概要

(1) 補助事業を実施する事業所の所在地	
(2) 補助事業の目的及び内容	県内の事業所に分散型電源を設置するとともに省エネル ギー対策を推進するため、ガスコージェネレーションシス テムを設置する。
(3) 契約形態(リース等の有無)	なし リース 割賦 ESCO エネルギーサービス
	a 製造者名
(4) 設置するガスコージェネレーション 設備	b 型名
	c 発電出力 kW
	a 廃熱の利用用途
/c) 하므로 구 7 호칭 최 피 마하/#	b 製造者名
(5) 設置する廃熱利用設備	c 型名
	d 貯湯タンク容量 kl
(6) 事業着手予定期日	年 月 日
(7) 事業完了予定期日	年 月 日

3 補助金所要額

(1) 補助事業に要する経費(税込み)	Ħ
(2) 補助事業に要する経費(税抜き)	円
(3) 補助対象経費	円
(4) 算出額((3)×1/3)	円
(5) 交付申請額	円

(補助事業に要する経費及び補助対象経費の内訳)

経費費目	補助事業に要する経費 (税抜き)(円)	補助対象経費 (円)
設計費		
設備費		
工事費		
合 計		

別紙2(第1号様式) 原油換算エネルギー使用量計算表

	エネルギーの種類		エネルギー使用量		販売されたエネルギーの量		熱量 A - 熱	二酸化炭素排出量			
			数値 A	単位	熱量A(GJ)	数値 B	単位	熱量 B (GJ)	量B(1)	(t-CO2) (実排出係数) (調整後排出係数)	
	原油(コンデンセートを除く。)			kl			kl				
	原油のうちコンラ			kl			kl				
	揮発油(ガソリ			kl			kl				
	ナフサ			kl			kl				
	灯油			kl			kl				
	軽油			kl			kl				
	A重油			kl			kl				
	B·C重油			kl			kl				
		/		t			t				
	石油コークス			t			t				
		液化石油ガス(LPG)		t			t				
le.	石油ガス	石油系炭化水素ガス		- ` +m³			-` +m³				
燃料		液化天然ガス(LNG)		t			t t				
	可燃性天然ガス	I I		- +m³			+m³				
		原料炭		t			t				
	石炭	一般炭		t			t				
		無煙炭		t			t				
	 石炭コークス	M/EBC		t			t				
	コールタール			t			t				
	コークス炉ガス			+m³			-` +m³				
	高炉ガス	`		÷m³			+m³				
	転炉ガス			÷m³			+m³				
	都市ガス	45.0		÷m³			+m³				
		·計									
	産業用蒸気	-н1		GJ			GJ				
	産業用以外の			GJ			GJ				
釻	温水			GJ			GJ				
•••	冷水			GJ			GJ				
		·計		GJ			GJ				
	7	''' 昼間買電		∓kWh			∓kWh				
	一般電気事業者	夜間買電		+kWh			∓kWh				
_		上記以外の買電		+kWh			∓kWh				
電気	その他	上記以外の買電		+kWh			+kWh				
		自家発電		∓kWh			∓kWh				
		小計					' ' ' ' '				
	百油场管	<u> </u>	ギー佶	田島	<u> </u>	k l			合計		t
_		<u> </u>					<u> </u>		HIII		1

¹ 熱については、数値A - 数値B

² 自家発電について、販売されたものがある場合は、販売された電力に係わる二酸化炭素排出量に、 - 1を乗じた数値を「二酸化炭素排出量」欄に記入する。

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男·女)	住 所
代表者			T S H		
			T S H		

記載された全ての者は、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈 川県警察本部に照会することについて、同意しております。

氏 名 印

(法人にあっては名) 称及び代表者氏名 年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金交付決定通知書

> 第 号 年 月 日

樣

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった 年度 神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金に係る事業 とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに 知事の承認を受けなければなりません。ただし、次に掲げる軽微な変更については、こ の限りではありません。
 - ア 設置する補助対象設備の製造業者名、型名に変動を及ぼさない変更をする場合
 - イ 経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない 場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受 けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の 内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、命令に違 反したとき

- (6) この補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算 交付します。
- (7) その他、規則、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。
- 3 この補助金に係る実績報告は、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付要綱第12条の規定により、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。
- 4 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、 当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から6年間保管しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人等を解散させる場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 6 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。
 - (1) 法人等にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき
 - (2) 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

第3号様式(第7条関係)

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金不交付決定通知書

第 号年 月 日

樣

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

(交付しない理由)

第4号様式(第10条関係)

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費 補助金変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵 便 番 号
住 所
(法人等にあって) は所在地
氏 名 印
(法人等にあっては) 名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度神奈 川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金に係る事業を次のと おり変更(中止、廃止)したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

	Г	
事業の内容	変更 (中止、廃止)前	変更 (中止、廃止) 後

2 変更(中止、廃止)の理由

第5号様式(第10条関係)

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金変更(中止、廃止)承認通知書

> 第 号 年 月 日

樣

神奈川県知事

年 月 日付けで変更 (中止、廃止) 承認申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金に係る事業については、承認することとしたので、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金変更(中止、廃止)不承認通知書

> 第 号 年 月 日

樣

神奈川県知事

年 月 日付けで変更(中止、廃止)承認申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第7号様式(第10条関係)

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金交付決定変更通知書

> 第 号 年 月 日

樣

神奈川県知事

年 月 日付けで変更(中止、廃止)承認申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

 1 補助金額
 円

 既決定額
 円

 今回交付決定変更額
 円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、 年月 日付けで申請のあった 年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金変更(中止、廃止)承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この交付決定変更に伴う補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この交付決定変更の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定変更通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、 年 月 日付け 年度神奈川県中小規模 事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵 便 番 号
住 所
(法人等にあって)は所在地
氏 名 印
(法人等にあっては)名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度神奈川県中小規模 事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金に係る補助事業の実績について、 関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- (1) 事業結果報告書(別紙4)
- (2) 契約書又は請書の写し
- (3) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
- (4) 工事に関する完成平面図
- (5) 補助対象設備導入後の完成写真
- (6) リース、割賦、ESCO(シェアード・セイビングス契約方式)又はエネルギーサービスにより設置した場合は、当該契約書の写し

(補助金振込先)

口座名義人	(フリガナ)
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	

事業結果報告書

1 申請者の概要等

(1) 担当部署・担当者名	
(2) 連絡先電話番号	
(3) 連絡先FAX番号	
(4) 連絡先メールアドレス	

2 補助事業の概要

(1) 補助事業を実施した事業所の所在地	
(2) 補助事業の目的及び内容	県内の事業所に分散型電源を設置するとともに省エネル ギー対策を推進するため、ガスコージェネレーションシス テムを設置する。
(3) 契約形態(リース等の有無)	なし リース 割賦 ESCO エネルギーサービス
	a 製造者名
(4) 設置したガスコージェネレーション 設備	b 型名
RATIO	c 発電出力 kW
	a 廃熱の利用用途
	b 製造者名
(5) 設置した廃熱利用設備	c 型名
	d 貯湯タンク容量 kl
(6) 事業着手日	年 月 日
(7) 事業完了日	年 月 日

3 補助金収支

(1) 補助事業に要した経費(税込み)	円
(2) 補助事業に要した経費(税抜き)	円
(3) 補助対象経費	円
(4) 算出額((3)×1/3)	PI
(5) 交付決定額	PI
(6) 交付金額((4)と(5)のうち少ない方)	PI

(精算額内訳)

経費費目	補助事業に要した経費 (税抜き)(円)		補助対象経費 (円)
	当初額	精算額	(13)
設計費			
設備費			
工事費			
合 計			

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金年度末実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号 住 所 法人等にあって は所在地 氏 名 印 法人等にあっては 名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度神奈川県中小規模 事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金に係る補助事業の年度末 実績について、関係書類を添えて報告します。

1	補助事業の年度末実績
(:	3月31日までの実施状況を具体的に記載すること)
2	補助事業が3月31日までに終了しない理由
	間切り来がられば日のでに続うのあり、注目

3 事業完了予定期日

年 月 日

(添付書類)

・ 補助事業の実施状況を確認できる書類

第10号様式(第13条関係)

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入 費補助金交付額確定通知書

> 第 号 年 月 日

樣

神奈川県知事

年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金交付決定通知(年月日付け第号)により交付決定した補助金については、年月日付けで提出された年度神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を円に確定したので通知します。